

総務常任委員会

令和7年11月21日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小城 世督	○横田 敏文	伴 吉晴
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	山本 潤
政策財政課長	中尾 歩美	同 係 長	辻 祥明
税 務 課 長	真弓 啓	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課長補佐	今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、伴委員、嶋田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1) 学校教育環境について、理事者の報告を求めます。

仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、1 継続審査の(1)学校教育環境についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

中学校部活動の地域展開に向けた取り組み状況についてであります。

本件につきましては、本年2月の本委員会におきまして、奈良県の「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」という方針を受け、本町におきましても、令和8年度からの、土・日・祝日の休日における中学校の部活動の地域展開を進めるため、本町が主体となって地域クラブを立ちあげ、直営型クラブと、自主運営型クラブの2つの方式により、休日における学校部活動の運営を行っていく方針について、ご説明させていただいたところでございます。

中学校部活動の地域展開に際しましては、将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するとともに、安全で安心して、専門的な指導を受けることができることなどを活動基本方針としております。

(1) 事業概要にございますように、地域の指導者や 指導を希望する教員が、指

導を行う活動に、生徒が参加する形態となります直営型クラブの指導者の募集、そして、指導者の確保、会費の徴収、指導者への謝金の支払い事務等の運営を自主的に行う団体の活動に生徒が参加する形態となります自主運営型クラブの募集を、現在、町広報紙や町ホームページを通じまして、実施をしているところであります。

本年11月13日現在、指導者につきましては、39名の登録が、自主運営型クラブにつきましては、1団体の登録がなされているところであります。

次に、(2)会費についてであります。

直営型クラブにおきましては、大会等参加などやむを得ない場合を除き、活動日は、土曜日、日曜日、祝日のうち、週1日とし、1月あたり3回程度で、活動時間は、1日あたり3時間以内としております。

この直営型クラブの活動に対する保護者負担となる会費につきましては、現在、月額1,500円を予定しているところであり、会費とは別途、保険料や用具代などの実費が必要となります。

なお、低所得世帯に対する支援施策として、要保護世帯及び準要保護世帯に対しましては、会費を全額免除する措置の実施を予定しております。

なお、自主運営型クラブにおきましては、会費の設定は、各自主運営型クラブにおいて、行っていくこととなりますが、要保護世帯及び準要保護世帯に対しましては、直営型クラブの月額会費相当額の補助を行っていく措置の実施を予定しております。

また、部活動の地域展開に係る町の方針に関する保護者への周知につきましては、町のホームページや、保護者向け連絡ツールとなります「すぐーる」により、適宜、情報提供を行っているところでありますが、現時点での、指導者や団体の登録状況や、会費の予定額等について、週明けの今月25日から27日までの3日間で、斑鳩中学校、斑鳩南中学校の現1・2年生の保護者、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校の現6年生の保護者を対象とした説明会の実施を予定しているところであり、令和8年度からの中学校部活動の地域展開に向けた円滑な移行を図ってまいりたいと考えております。

以上、1 継続審査の(1)学校教育環境についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 基本的に今まで学校でやっていたクラブは全部こっちの方に移行するということで、今までと同じようなことではやらないということなんですね。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 休日におきましては、教員の指導ができなくなりますので、地域クラブのほうに移行すると。一方で平日に関しましては、これまでどおり教員の指導による学校部活動が継続するというのが令和8年度からの形となります。

木澤委員 直営型の方が指導者39名ということなんですけど、自主運営型は登録団体が1団体ということで、これは競技というか、内容は決まってるもんなんですか。

教委総務課長 現在、自主運営型クラブで登録いただいている団体は、公民館教室の中でキッズダンスをされているところの指導者、こちらを講師としたダンスを指導する団体の方で今自主運営型クラブとして1団体登録をいただいている状況でございます。

木澤委員 直営型の方なんですけど、39名いらっしゃって、子ども達が希望してそれに対応できるような形でやっていくことになると思うんですけど、希望しても指導者がおられないような状況になった場合はどうなるのでしょうか。

教委総務課長 そのようなもし、場合が生じたとなれば、残念ながらその種目については募集ができないということになってしまいますが、現在そういった種目につきましては、だいぶ少なくなってきたておきまして、今、個別にスポーツ協会であったり、そうした団体を通じて、指導者のほうにこちらの方から、応募を待っているだけでなく、当たっている状況でございます。

木澤委員 あと、低所得者世帯への対策についても、やっていただいてこれについてはありがたいなというふうに思っているんですけど、今後運営していく中で、ちょうど狭間に当たるような世帯からですね、なかなか費用負担が厳しいというような声があ

ればですね、またのちのち対応についても検討していただきたいというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

教委総務課長 運営の状況につきましては、やはり県・国の補助もどのような形になっていくのかというのは現在まだ具体的な制度がまだ示されていない状況の中で、町の方も負担もこちらのほうで勘案しながらこの会費の額を設定させていただいているところでございます。ですので予定とさせていただきますけれども、またこの国・県のスキームであったりというのが示されて負担の方が少なくなってくると、またこれを運営していったときにどれだけの実際応募いただけるのか、ということもありますので、そのあたりの収支の関係の状況も見ながら会費の額については必要に応じて見直しの方は行っていく必要があるかとは考えております。

木澤委員 できるだけ柔軟に対応していただいて、子ども達の希望が通るように、運営を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 直営型クラブの場合は、指導者が学校へ来て、そこで指導されるという考えでよろしいですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 おっしゃるとおりで結構です。

嶋田委員 自主運営型クラブというのは、これも学校へ来られて指導されるわけですか。

教委総務課長 そういった場合も考えられますし、町の所有している施設の方で行うというような要件を付けておりますので、公民館を使ったり、いかるがホールを使ったりということも可能性としてはありうるということで、ご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 自主運営型クラブ、これ1団体ということですけども、今現在ダンス部ってある

んですか。

教委総務課長 ダンス部の方はございません。自主運営型クラブの方の募集要件の方におきましては、直営型クラブで行っていない種目の方を、直営型クラブで補完していくという考え方をしておりますので、今、学校にない部活動を、自主運営型クラブとして募集を行っていくという状況でございます。

嶋田委員 うがった考えですけど、そういう場合に、その自主運営クラブの商業になってないんですか。

教委総務課長 こちらにつきましては、利益を出さないというような形で、この趣旨に沿った形での運営をしていくということになっておりますので、そういった商業になるといった形にはならないかと考えております。

嶋田委員 例えば、今、斑鳩中学校はサッカー部ありますね。南中学にはないですね。そして例えば指導者が複数名おられたら、南中学でもサッカー部つくろうと思えば、つくれるわけですか。

教委総務課長 直営型クラブにおきまして、今おっしゃっていただいているような場合につきましては、もし南中学校の方が、サッカーをされたいということになりましたら、今度は、斑鳩中学校にある自主運営型クラブのサッカー部に、休日は地域クラブとして参加いただくという形になりますので、南中学校の方に新たに自主運営型クラブとしてのサッカー部というものをつくるということは、今、予定にございません。

嶋田委員 そしたら今ないクラブについては、考えてないということで理解してよろしいですか。

教委総務課長 直営型クラブにつきましては、現に、その中学校において部活動を行っているところについて、休日の受け皿となるような形で活動を行うというのを考え方の基本としておりますので、直営型につきましては、その通りでございます。

一方で、自主運営型クラブについてはまったくどちらの中学校にもない部活動、

もしくは芸術活動とか、そういったものについて幅を広げるという意味で募集を行っているという考え方でございます。

嶋田委員 ようわからんねんけども。例えば、南中学でサッカー部つくりたいねんと。南中学の校区内の子が、サッカー部がないがために斑鳩中学に行っていると。そやけども、近くの中学校でサッカーやりたいんやと、そういう生徒がある程度集まって、サッカー部をつくと。ほんだら、平日は顧問いうんか指導者ですな、学校の先生が、されるわけですね。ほんなら、土日に関してはできないわけですか。それともその状況に応じてまた指導者を募るわけですか。土日祝日に関しては。

教委総務課長 まず平日の部活動をどのような種目で募集をしていくのかというのは、中学校の校長に裁量権がある話ですので、そのあたりは生徒のニーズなども見極めながら、学校の方で決定していくものということになります。

自主運営型クラブにつきましては、そうした平日の方で部活動ができたということになりましたら、新たに指導者のほう募集して、受け皿となる地域クラブを立ちあげていくというような流れになってこようかと思えます。現在は、今、令和7年度において、それぞれの中学校において活動しておられる部活動に対しての指導者を募集しているという状況でございます。

嶋田委員 南中学でサッカーやりたいさかいにある程度の生徒数集まってサッカー部をつくと、これ校長許可せなしゃあないですわな。あかんとは言いませんわな。ある程度の人数集まったら、その場合に平日は、教師が顧問なり監督やるわけですね。そやけど、その子らが土日祝日も練習やりたいねんと。この場合に先生つかないわけですわな。そしたら、学校単位やなしに教育委員会が、直営型で指導者の登録を受け付けなしゃあないわけですわな。それとも、受け付けないんですか、今現在なかったら。

教委総務課長 仮に、新しくその部活動ができたとなりましたら、それをもって、またこちらのほうも指導者のほう新たに募集をしていくということになりますので、現時点において、南中学校のほうにはないので、現時点の方では、募集はしていかないですけども、来年度、設立がされるということになったら、その時点でまた新たに自主運

営型クラブの指導者の方を、こちらのほうで直営型クラブとして募集をしていくという流れになろうかと思えます。

嶋田委員 それをさっき答えてくれたらええねやん。

委員長 山本教育長。

教育長 課長の方がスムーズに答えられない背景の中には何かあるかと言いますと、部活動というのは、例えばサッカー11人、11人がそろったから試合に出れるということではないんです。11人でじゃあ誰か1人棄権が出たらどうするのか、ということもありますので、ある一定の人数が確保できないと、学校部活動というのは、人数が確保できたから、すぐ部活動が成立するというものではないんです。

ですから、部活動を実施するということにつきましては、その背景がかなりしっかりしたものでないとだめ、難しいです。そこでもうひとつできているのは何かというと、斑鳩中学校と南中学校の合体型です。これは地域クラブ活動と認められているわけです。わかりやすく言いますと、山間地域にいきますと、子どもの数がないので、市と町が一緒になってクラブチームをつくって一緒に。この時は、新たな名前をつくってやるんですけども、こうなったら、斑鳩中学校と南中学校一体型になりますと、斑鳩チームというかたちの、出る参加になろうかと思うんですけども、そうなりましたら、また、次の課題も出てくるんです。

斑鳩中学校だけでチームができると、ほんなら試合に出れるチーム、その南中学校の子が入る、斑鳩中学校に入る、こういう形で、県内でもすごく揉めているんです。ですから、非常に難しい、デリケートな部分がありますんで、今現時点においては、サッカーチームがありませんので、委員おっしゃるように、したいというお子さんが一定集まった時には、それも視野に入れて考えていかななくてはならない。これはダメだというのではなくて、並行してやっていきたいなと思っています。

ただ、現時点におきましては、新たに部活動をつくるということは考えてはいません。ただそういう動きがあるならば、学校長の判断で斑鳩南中学校にサッカー部をつくるというかたちになります。もうひとつややこしいのは何かというと、先生が部活動をしなくてはならないという、今まで考えていた考え方をゼロにしますので、先生方が部活動を教える必要はありませんので、これはボランティアで先生方

はやってますので、平日の部活動は、先生方が教えるのをいらんといった場合どうするんやという問題も出てくるんです。これは先生が教えなくてはならないという約束も規則も何もありませんので、そこは校長がお願いしていくわけです。平日については、休日については学校部活動なくなって先生方は土日はいらないとおっしゃっているけども、平日については子どもたちの部活動を支える意味で、してくださいねと、今、一生懸命先生方に校長が面談もしながら取り組んでいただいているのが現状でして、すごくデリケートな部分がありますんで、それも視野に入れながらやらせていただいていますんで、嶋田委員のおっしゃるのはすごくわかります。わかるんですけども、少し課長の方から、ストレートにものを申せない背景も少しありましたんで、最初からそう言ってくれたらよかったんやと嶋田委員から叱られたわけなんですけども、おっしゃる通りだと思います、ただ言えない部分も、その隙間もこちらとしては抱えたままスタートという形になりますんで、そのところはしっかりご意見賜りましたんで、それも視野に入れながら教育委員会しっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

嶋田委員 それと、クラブの試合というのはたいがい土日祝日ですね。その場合に学校の教師今まで平日に教えていた教師もついていくのか、それともその試合に関しては直営型の指導者がついていくのか、先生は全然ノータッチなのか、そこら辺はどうですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 大きな大会ということで、県の総合体育大会であったり、県の新人大会といった公式戦については県の方も、このルール外として週休日の振替を行ったうえで、教員の方が学校部活動として参加することは認めているということになっておりますので、この地域展開の移行期にあたります、現1年生及び現2年生にかかる経過措置として、令和8年度の県総体、そして県の新人大会につきましては、教員の引率のもと学校の部活動として参加をしていきたいということで学校の方とも、今、話をしているところでございますが、令和9年度以降につきましては、やはり趣旨としては教員のほう、休日のほうの部活動指導は行わないという大きな方針がございまして、このあたりを鑑みて、地域クラブとして参加をしていく方向に段々シフ

トをしていくんだらうなということは考えております。

一方で、大会の規則の中で指導者資格を持たないと参加できないといった種目も中にはございます。今現在、指導者の応募要件の中になんらかの資格ライセンスを持っていることというところまでの要件を課してはおりませんので、今後、地域クラブとして参加していくうえにおいては、ライセンスの資格が必須要件となる場合については、地域クラブとして試合の方には出られないということも想定はされるんですけども、今回の地域クラブの基本方針といたしましては、文化芸術スポーツに子ども達が継続して親しむことができる機会を確保ということを大方針としてあげておりますので、チャンピオンシップを目指すというような考え方で指導を行っていくのではなく、親しんでいただいて、より専門的な行動的な部分を求められる場合については、高校進学時にまた行っていただいたり、他のクラブチームで行っていただいたり、というようなところが求められてくるようになるのかなということとで考えているところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 いろいろ今、議論を聞かせていただいて、非常にどんどんわからなくなっていくというか、そんな感じを私は持ってます。

そしてちょっと整理したいんで質問させていただきます。

まずこの話は、県から来たというような話を、最初に、冒頭に聞きましたけども、これは日本全国中、国がまず県にいうて、そして日本中こうなっていくのか、奈良県独自のものか、まずここから教えてください。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、国全体のほうで、中学校の部活動については、地域クラブのほうに移行していくという方針を掲げておられますけれども、奈良県の方では、かなり早い段階ということで、令和8年度ということを示されている中で、実際に実施をしていかれるということで、方向としては全国的な方向なんですけども、年度によっては都道府県によって、異なりがあるということとでございます。

伴委員 国の方がそういうような方針ということ。ただ、スタートするのにいろんな都道府県ですれがあると、ひとつわかりました。その次、私ら休日というのに対して、自分の子どもの頃、中学の頃を思い出して、やはり嶋田委員が言われるように、試合の参加、確かに休日の練習とか、私らは土曜日は学校ありましたんで、休日扱いになってない部分があって、日曜日といたら試合というようなイメージがあったんですが、今現在の中学校の中で、部活、休日での練習、このあたりはどれぐらいの比率、種目にもよるんでしょうけど、どうなっているのか、教えてください。自分のイメージからいうと試合のイメージがあると。そのあたり、これ募集されるということは、やはり練習というのを頻繁にやるようなかたちになっているのかなと、ちょっと私思いましたんで、教えてください。

教委総務課長 学校の部活動の練習時間につきましては、昨今の熱中症の対策であったり、また部活動の過熱化による学業への影響ということも鑑みまして、国、そして奈良県においてもガイドラインの方が示されております。活動時間につきましては。

休日につきましては、土日があれば、どちらか1日とすると。その中で休業日の活動時間については3時間程度というのが現在示されてる状況でございます。ただ、大会参加とかいう場合につきましては、3時間でなかなか終わらない、1日かかるとかいう場合もございますので、そのあたりは平日の方で、1日調整するとか、次の土日の方で調整するとか、そういった措置は認められているところでございます。

伴委員 課長すみません。日曜日は休日今も、土日の練習という、部活の練習されるという頻度ですね。そのあたりちょっと知りたいんですけども、自分の時は日曜日しかなくて、日曜日が対象になってて、試合がほとんどやったというイメージがあるんですけど、そのあたりと今との違いですねんけど、練習というのはそこそこあると、土曜日、日曜日の練習はそこそこあると考えてええわけですか。

教委総務課長 土日のうちのどちらかはやはり練習をされるというのは、今も変わってないと思います。

伴委員 自分の時とそのあたり、休みの形態も週休二日になり、半ドンの、土曜日はどちらかといったら、それから部活するといったイメージがあったんですが、そのあた

りの違いってというのが、今現状が少し理解できました。

あと、教育長がサッカーで11人いてへんだら、部活ができひん。私ら確かね、試合に出れる人数が無くても、部活があったと。なぜかと言うと、足の速い友達とかが陸上部はやるわ、野球部はやるわ、他のって言って、試合の時引っ張り出されてね。1人の者が複数参加するっていう、こんなこともしていたというふうに思いますねんけど、今はそういうことはできなくなった、そういうような感じになっているんじゃないでしょうか。

委員長

山本教育長。

教育長

誤解を招く発言をして申し訳ないです。そういう意味ではないんです、南中学校で部活動がないと、ないところに部活動をつくるとなったときに、部活動は一旦なくなっている、もともとない、この背景、申し訳ないです教育長でありながら把握してないんですけども、部活動は少なく数をしてきているのが現状なんです。子ども達の数が少ないでするので、整理してます。整理するなかで、部活動が試合に出れないような状況が続いた場合については、廃部というような状況も生まれているのが状況です。

斑鳩町はありがたいことに子どもの数が多いでするので、その背景はないんですけども、まったくない中で、斑鳩南中学校に11人で試合でる、出れますよ、でも9人では試合出れませんので、11人おって試合でるには、途中でけがする子もいますんで、監督としたらやはり最初から最後まで考えた時には、11人プラスアルファがほしいだろうなという気持ちがあるんです、

そうなったら、斑鳩南中学校単体で出るのではなくて、斑鳩中学校と斑鳩チーム、例えば、そういう形で合体型で出る方が、やっぱりこれは、可能性が高い、試合に出るにはね。ですからね、そういう方法もあるので、それも含めて検討しているという発言のつもりだったんですけど、誤解を与えてしまいまして、申し訳ないです。

伴委員

私の思っているのと、ちょっと教育長と質問とずれがあるような感じがしますねんけど、私は自分の時代は、人数に関わらず部活というのは存在し、なおかつ1人のものが複数のクラブに入る、そういうことも可能であったというような感じが、試合のときだけちょっと悪いけど、参加してくれるかっていうような柔軟な対応っ

ていうか、あったように思いますねんけど、ちょっとそのあたりも、今は2つの中学になり、ちょっとその話は置いておきますわ。

あと、この自主運営型クラブってダンスって聞いたんですけど、平日はされずに休みの日だけ、そしてなおかつ、新たに募集されるという感覚になるわけですか、ちょっとそのあたり、今の説明を聞くと、そうなってくるのかなと思うんですけど。

委員長 仲村教員委員会総務課長。

教委総務課長 こちら直営型クラブとあわせて自主運営型クラブの募集も併せて行くと、いずれかに参加をするという形になりますので、生徒の方にはいろんな選択肢がある形です。

ですので、平日はまったく部活をしていないけれども、休日だけ先ほどのダンス参加するというのも可能ですし、平日はある運動部に所属をしていて、休日はダンスをするというような選択肢も可能となりますので、いろんな競技に親しむことによって、今後の自分のやりたいことというのを見つけていただくことが可能になるのかなということで考えております。

伴委員 複数のクラブに入れるのもわかりましたわ、今の答弁で。あと、これ非常にこれ難しい、ややこしいといえますか、そういう部分を感じますねんけど、ダンスこのあたり、新たに募集してクラブとして本当にイメージがわからないんですけど、これ教育委員会としてやっぱりそんなんもやっていく、他でも今の中学、他の他町とか市とか村でダンス部とか存在しているわけでしょうか。

教委総務課長 先進的に地域展開をされている市町村の状況を見ますと、やはりダンスというのは非常に人気があるということで聞いております。

そのほかパソコンであったり、eスポーツであったりということで、先進的に今までにないような中学校の部活動を、この地域展開をすることによって、新たな可能性を広げられているというところもございまして、そういった指導者さんの方がいらっしゃいましたら、その幅を広げていくというのはひとつ今回の地域展開の可能性、また有意性のひとつではないかということで考えております。

伴委員 最後に。今、どっちかといったら体を動かす、体育系の部活の話ばかりしましたけども、文化系のやつあたり、これ休日でというのは、また確かにいろんな形で校外に出て、そういうのもあるのかなというの、絵を描いたり、いろんなそんなのもあるのかなという感じはするんですけども、休日というのは、私の時にはあまり文化系なので、休日というのはあまりイメージなかったんで、これ現在で文化系の部で休日にそういう活動をされているか教えてください。

教委総務課長 現在の文化系、科学部であったり、演劇部、こういった部活動につきましては、休日における活動というのはございません。

委員長 1点だけ私から、最初、冒頭たぶん39名登録者がいて、今の部活だいたい賄えていると回答あったと思うんですけど、あと概ね賄えているということだったんですけど、あと何クラブ賄えてなくて、どこの部活が少ないとか、何の種目かっていうのってわかったりしますか、指導者がいてないのは。 仲村教委総務課長。

教委総務課長 今、3つのクラブで今足りてない状況で、それは野球とサッカーと女子バレーボール、この3つの種目において今目標としている人数の方に足りていないという状況でございます。

委員長 指導者が足りてないんですね。

教委総務課長 指導者でございまして、それぞれの種目におきましては、複数名で指導を行うということをこちらの方で予定しておりますので、最低限2人が各種目ごとで必要となってまいりますので、1人だけ応募していただいている部というのは先ほどのところでもいらっしゃるんですけども、もう1人、目標人数としては掲げておりますので、何かけが等があった時の対応として複数名の登録をこちら目標として掲げておりますので、その目標に達するよう、今後も指導者の募集のほう行っていきたいというふうに考えております。

委員長 中川議長。

議長 野球とサッカーと女子バレーの指導者が足らん、事業開始日、来年の4月1日で
っしょろ、これ指導開始できまんの。指導者集まらんかったら開始できないわな。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 最悪の場合として、もう集まらなければ、合同という形は考えられますし、今、
課長 野球の方は斑中と南中とそれぞれあるので、指導者の方が例えば3人しか集まらな
ければ、どちらか斑鳩中学校を本拠地とするか、斑鳩南中学校を本拠地として合同
で、休日は活動していただくというのは想定されるんですけども。

こちらとしては、できる限り今あるところについてはそれぞれでやっていきたい
というところもありますので、また今、引き続いて指導者の方にあたっているところ
でございます。また教員の方は任意になるんですけども、今こういった状況で
あるので協力いただけないかというようなこともお話をしながらですね、なんとか
指導者の確保につきましては、図ってまいりたいということで、考えております。

議長 今、課長答弁してくれはった、野球は合同でしたら成り立つと、そしたらサッカ
ーは斑中だけやからな、それは、成り立たないわな、女子バレーはどうなっている
んやろ。

教委総務 女子バレーにつきましても、今、指導者の方の先の方でこちらのほうに来ていた
課長 だけないかということで、単独に、こちらも女子バレーにつきましては、斑中単独
になってますので、こちらも集まらなければ、女子バレーにつきましては残念なが
ら休日においては、活動できないというような結果となってしまおうということです。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町電子申請推進計画について、理事者の報告を求めます。

中尾政策財政課長。

政策財政 それでは、各課報告事項の(1) 斑鳩町電子申請推進計画についてご説明させて

課長

いただきます。

資料2をお願いいたします。

行政の効率化と住民サービスのさらなる向上を図る「住民にも職員にもやさしい窓口」の実現に向けたフロントヤード改革のひとつとして、役場への申請や届出等の手続きについて、自宅のパソコンやスマートフォン等から可能となる電子申請を進めるにあたり、「斑鳩町電子申請推進計画」を策定しましたので、その概要についてご報告します。

(1) 電子申請化対象手続きの選定でございますが、今年度、役場への申請・届出等の手続き数を把握するとともに、各手続きの電子申請化の可否等を検討するための調査を実施いたしましたところ、資料の表の合計欄でございますが、全体として974手続き、年間15万3,634件の申請・届出等の手続きがあることがわかりました。

これを、表の分類のとおり、①既に電子申請を実施している「実施済」②電子申請化を予定している「実施予定」③電子申請化は可能だが、まだ実施していない「未実施」④実施するうえで課題などがある「実施困難」⑤国で共通のシステム開発が予定されており町単独で作成する必要がないものや、申請と引き換えに、証明書や許可証など原本を交付する必要があるもの等を「除外対象」として5つに分類いたしました。全974件の手続きのうち、電子申請化可能数は、⑤除外対象を除き、771手続き、11万898件となりますが、年間手続き数が12件未満のものについては、電子申請化にかかる人的コストなどを考慮し、除外することとし、今回の電子申請化対象手続き数は、表の右下、366手続き、10万9,774件としております。

(2) 基本方針でございますが、①令和10年度までに、電子申請化が可能な手続きについて、原則全手続きを電子申請化してまいります。②電子申請化に伴い、業務フローの見直しなど業務改革、いわゆるBPRを徹底してまいります。

③電子申請化が容易なものや申請数が多いもの、また、電子申請化により利便性が向上する手続きから取り組むなど、実現性と効果を重視し、計画的な電子申請化を進めます。④手続き・届出等の電子申請後、将来的には、町からの処分通知についても電子化し、手続き等のオンライン完結をめざします。

(3) スケジュールでございますが、令和7年10月に策定しました「斑鳩町電子申請推進計画」に基づき、本年度から令和9年度において、計画的に申請フォー

ムの作成を進めてまいります。

また、本年12月議会におきまして、個別の条例等例規において、書面による手続きの実施を規定するものに対して、包括的に電子化することを認める、斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、いわゆるデジタル手続き条例の上程を予定しており、本条例の範囲につきましては、町の執行機関、町議会、町の公の施設の管理を行う指定管理者としてまいりたいと考えております。

その後、令和8年度以降、年次計画に基づき、順次電子申請の運用を開始し、令和10年4月から、全ての手続きで原則、電子申請可能とするスケジュールで進めてまいります。

以上、斑鳩町電子申請推進計画についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 電子化していただくのは便利にはなりますし、効率化も図れますんでいいと思うんですけど、住民の皆さんがついてこれるような形で進めていっていただく必要があるのかなというふうに思いますんで、だからハードの整備だけではなくて、ソフト面ですね、の整備というか整理ですね、と情報発信についても充実していただきたいと思いますんで、お願いしておきます。

委員長 伴委員。

伴委員 この流れっていうのはよくわかります。時代背景っていいですか、ただ、今までと同じ申請、紙ベースであったりこのあたりはどう考えてはるのか教えてください。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 今、紙で申請書を書いていただいているものをパソコンやスマートフォンで申請できるというような形に変えていくものでして、役場に紙で書いて持ってきていただく必要がなくなるということでございます。

伴委員 ちゃいまんねん、紙を置いておいてくれはるのか、という話をしてまんねん、すんませんな。

政策財政課長 もちろん、紙で受け付けないということではございませんので、どうしても、パソコンで操作ができないとか、役場に来てどうしても内容を聞きたいとか、そういう場合については、窓口に来ていただいて、今まで通り紙で受け付けるということも可能とはいたしますけれども、できるだけ、電子申請でやっていただけるような形でできない方には、説明もさせていただきたいと思っておりますし、窓口に来ていただいて紙ではなく、書かない窓口といひまして、直接職員が聞き取ってシステムに入力するというようなシステムも開発されておりますので、そういったことも並行して、考えていきたいというふうに考えております。

伴委員 やはり、人それぞれありますし、世代間というのもあります。やはり、ご高齢の方というのはなかなかそれについていけないという方が大勢おられますんで、そのあたりフォローっていいですか、していただきたいというのがありますね。

それと、3年でここまで持っていくというような計画されているんですけど、これできるんですか。

政策財政課長 申請のフォーム自体をつくるのはそういった汎用のシステムがございまして、フォームづくりについては、デジタル推進係を政策財政課の方に配置していただいておりますので、その職員が伴走支援を行いながら、一緒に担当課と申請フォームづくりというのは進めてまいりたいと考えておひまして、順番についても、まず簡単にできるものから進めていって、職員自体も慣れていかないとはいけませんので、慣れたうえで、色々と課題があるもの、本人確認が、高度に本人確認をしないと聞けないものなどについては、担当課と一緒にやり方など研究しながら、進めていくということで、年間100件ずつぐらいにはなりますけれども、そういった形で計画的に進めていきたいと思っております。

伴委員 これ実際のところ役場からの、申請を私からする場合、能動的に、これ役場からの発信、というのも場合によたら色々情報の提供であったり、一例あげたら、アンケートなんかもそうなんかもわかりません。こういう類の者も段々電子化にな

るんでしょうか。それともこれは今までどおりで考えておられるのか、教えてください。

政策財政
課長

将来的には、申請も電子で受け付けて、町からの通知も電子でという形でオンライン完結、この資料の(2)の④のところに書かせていただいています手続きのところのオンライン完結を目指していきたいと思っておりますけれども今、役場の中の現状が決裁につきましても、紙で回している状況でございますので、そういったところをまず変えていかないことには、こちら側からの発信を電子ですというのなかなか難しい状況でございますので、まず、入口のところと出口のところ、同時に電子化するというのを進めていったうえで、最終的には目指していきたいと思っております。

アンケート等につきましては、総合計画等のアンケート調査などを実施しました時にもWebでお答えしていただけるような、体制というのは並行してさせていただいております。回答率等も高くはなっておりますので、世代に応じて使っている方もいらっしゃるのかなと思いますので、そういったところは徐々にこちらからの発信についても、電子化していくというのは進めていきたいというふうに考えております。

委員長

中川議長。

議長

絶対にパソコン、スマートフォンの持っていない方、持っていない世帯、絶対出てくると思うんですけど、さっき課長、書かない申請というのは、本人確認というのは、なにが必要になって、書かない申請を受け付けるんやろ。まだそこまで考えてなかったらええねんけど。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政
課長

先進地でされている事例で言いますと、マイナンバーカードですとか、免許証などをお持ちいただいて、それを読み取り機にかざしていただいたら、ご本人を顔写真をで確認するという形で実施されております。

議 長 それと町が住民さんに送る、今、電子化進めているねんけど、伴委員の質問で、パソコン、スマートフォンのない方には紙で送るということでええのかな。

政策財政 そのようになってくると思っております。

課長

委員長 ほかよろしいですか。

（ な し ）

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点ございます。

職員採用試験の結果についてであります。

本年6月開催の本常任委員会におきまして、令和8年4月1日採用の職員採用試験の実施についてご報告をいたしました。このことについて、7月からエントリーを受付け、その後、10月にかけて、書類選考、適性試験、口述試験による採用試験を実施いたしました。

この結果、一般事務職で4人、一般事務職のうち行政職経験者区分で2人、保育士・幼稚園教諭で2人、介護支援専門員で1人、文化財専門技師で2人の合計11人を採用予定者としております。この後、令和8年4月に向けて、採用の事務手続き、オリエンテーション等を進めてまいります。

以上、職員採用試験についてのご報告とさせていただきます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 それでは、安全安心課から1点、ご報告させていただきます。

課長

法隆寺における総合防災訓練の実施についてでございます。

本年度は、12月12日、金曜日、午後1時30分から法隆寺境内、聖徳会館において実施を予定いたしております。

奈良県防災士会のご指導による地震から身を守る行動を訓練するシェイクアウト

訓練、避難所運営で生じる様々な課題につきまして、意見交換するグループワークを行っていただく予定としております。

また、訓練参加団体につきましては、町内の自主防災組織等を予定して実施することといたしております。

以上、法隆寺における総合防災訓練につきましてのご報告とさせていただきます。安全安心課から以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 職員採用試験の結果として、保育士、幼稚園教諭で2人ですかね、採用されたということですけど、以前、人材派遣会社に依頼して保育士を確保していたとおっしゃっていたと思うんですけど、採用によって人材派遣会社を活用しなくても、保育士というのは確保されたことになるんでしょうかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 この度の採用をもちましてですね、全ての人材が確保できるかというところは、子どもの数によりますもので、こうした中で実態に応じての状況をこれから見ていきながらの人員規模の確保というのは、必要になってくるところだと考えております。

木澤委員 保育所の入所希望なんかによって、必要な保育士の数変わってくると思いますけど、現状として、今人材派遣会社から来ていただいている保育士さんが何名いるんですか。担当課じゃないので。わからなかったらやめときます。

総務課長 申し訳ございません。必要な保育士の数までの数字についてはこちら持ち合わせてございませんので、回答は控えさせていただきます。

委員長 ほかよろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質問や質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、前回の総務常任委員会で配られた学校施設適正規模等基本構想(案)ですね、ちょっとわからんところあるんで教えていただけますか。

4ページにね、小学校1学年及び2学年は30人、小学校第3学年から第6学年及び中学校は35人で算出していると書いてありますね。

これ7ページでね、斑鳩西小学校の2年、令和22年の2年は3学級になってますね。それと東小学校令和42年、3学級になってますね。そやけどこれ人数見ていくと、60人になっているんです、そしたら1学級30人やったら2学級になるんじゃないかなど。

委員長 資料等ございますか。

嶋田委員 なんか例えば、途中で1人増えるかもわからんから、61人になる場合もあるから、3学級にしたとか、そういうことではないんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時56分 休憩)

(午前9時58分 再開)

委員長 再開します。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 おっしゃいますとおり、60人ということで、30人で割り切れる場合でしたら2学級という形になりますので、ここはすみません、以上と未満のところクラスに数値の誤りがあるかもしれませんので、こちらの方はもう一度精査をさせていただきたいと考えております。

嶋田委員 誤りがあるかもしれへんって、誤りでしょ。はっきりそう言いはったらどうですかの。

教委総務課長 この60人ということでありましたら、2学級ということになりますので、こちらにつきましては、訂正のほう行いたいと考えております。

嶋田委員 それとね、9ページ、一番下の(2)地域のコミュニティの核としての配慮、小中学校の施設は各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、児童生徒にとって、より多様な教育展開を行うためにも、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っていることに留意した機能が整備されていることが望ましいと、これ例えばどういうことですかの。

教委総務課長 こちらにつきましては、教育施設、学校につきましては、避難所としての性格を有しておったり、学童保育についての性格、または地域の交流の場ということでしたら、先進地でしたら公民館的な機能を持っているというようなところもございませぬので、そういったところを例示をさせていただいているところもございませぬ。

嶋田委員 言わはることはわかります。そやけど、防災設備って西小学校や南中学校、大和川決壊した時には、防災施設になり得ませぬわね。それと公民館整備言わはるけど、斑鳩町の場合、いかるがホール、西公民館、東公民館、中央公民館ありますわね。それでまだ、公民館施設つくるいうか考えておられるんですか。

教委総務課長 防災面につきましては、先ほど洪水のお話いただきましたけれども、災害の種類というのは水害だけではなくて、地震の方も想定されますことから、西小学校や南中学校でこういった地震の時は当然避難所機能ということは当然利用できるということも考えております。また、公民館等はもちろん増設する予定はございませぬけれども、やはり地域の交流の場として、今、コミュニティ協議会等もできてますので、コミュニティスクールという考え方もできておりますので、地域の方が寄ってお話しできるというような機能も将来的に持っていくというのは、可能性としてありうるということも考えております。

嶋田委員 いや、そやからね。公民館的なものはね、ホールもあり西公民館も東公民館も中央公民館もあるでしょ。それまだ、小学校中学校に集まってコミュニティをつくるわけですか。

教委総務課長 コミュニティ、人が顔を合わせてお話できる場というのは、多様なところにあってもしかるべきかなということで考えておりますので、公民館では大きな集まりとしていろいろな種類の団体の方が集まるということはあると思いますが、例えば学校でしたら学校の安全ボランティアの方が帰りに寄って、少し交流を深めて帰っていただくと、こういうような形は地域のコミュニティ力の向上にもつながってくるかと思っておりますので、そうした少しお話できる場を、例えば学校に持たせるといったこともひとつの考え方として、お示しできるのではないかというふうに考えております。

嶋田委員 まあ、いろんな考え方あるさかいに、そう考えられるのもよろしいけども。地域交流館、法隆寺の東里にもあるし、西公民館の近くにもできましたわね。そういうところも使えるのであれば、地域のコミュニティというのは基本的には、もう関係ないのではないかなと、いらないのではないかと。

今、言わはったように、学校ボランティアの方集まると、ただ部屋があったらいいだけでしょ。それとこの11ページが一番下でね。全ての授業で教科担任による学習を行うための学級は満たしていると、この国が定めている標準学級数に満たないものの、免許外指導をなくすとともにつけて、標準学級数というのはいくらなんですか。

教委総務課長 こちらにつきましては、10ページの方の4行目の方に小学校、中学校ともに1学年複数学級が確保できる12学級から18学級を標準的な規模というのが、国の方で示されているところです。

嶋田委員 12学級以上ということですか。わかりました。

それと、12ページね、真ん中あたり。また、学校施設については、地域の風土、文化への調和が図られていることが重要であると、そして、本町は世界文化遺産と

してうんぬんと書いてあります。そして最終的に木材利用を積極的に図っていくこととすると、地域の風土、文化への調和、学校施設はね、地域の風土、文化への調和が図られていることが重要である、これどういうことですか、学校施設について地域の風土、文化への調和が図られていることというのは。

教委総務
課長

これは検討委員会のなかでやはり学校というのは、どこの学校見ても同じような形のコンクリート造でというところで、そうした施設が以前は多かったと。

現在はやはりこういった地域の風土と調和したような形、オリジナリティを出した学校というのは先進的なところではなされておって、中には木質化ということで、内装材に木を使って、そうした木の温もりを感じられる学校というのをつくられているところもごございますので、斑鳩町というかたちでしたら、やはり瓦であったり、木という法隆寺を意識したそういった学校づくりをぜひ考えていっていただきたいという意見がありましたことを受けまして、本町といたしましても、今後、長寿命化を図っていく際には、できる限り、木を使わせていただいて、ここは防火性とか耐久性とかというところの観点からの検討はもちろん必要になってきますけれども、設計のコンセプトとして、できるだけ木を使っていこうというような部分で木材利用を積極的に図っていくということを方針として示しているという状況でございます。

嶋田委員

斑鳩町、3小学校、2中学ありますね。ほんなら例えば、東小学校の地域の風土、文化の調和、どんなもんですか。

教委総務
課長

こちらにつきましては、やはり斑鳩町全体でという形で、もちろんなります。西であったら例えば三室山であったり、東であったら富雄川というところの部分的部分はございますので、そういったところ何か設計等で少し工夫できるところはあろうかと思うんですけれども、東、西、斑鳩小学校でそれぞれ著しく異なるところは、斑鳩町はコンパクトなまちですので、そこまでの大きな違いはないのかなというところで考えているところでございます。

嶋田委員

おっしゃるとおり、斑鳩町はコンパクトなまちですね。それに2中学、3小学校も必要なんかということも考慮に入れなあかんし、地域の風土やいうのは県単位の

話ですわね、小さいまちで、そういうこと考える必要はないのではないかなど。僕は思います。だいたいそれぐらいかな、わからなかったんは。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前10時09分 閉会)

